

自転車への 交通反則通告制度 青切符の導入



自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります

青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了→前科はつきません!

重大な違反や違反により実際に交通事故を発生させたとき→赤切符等による刑事手続

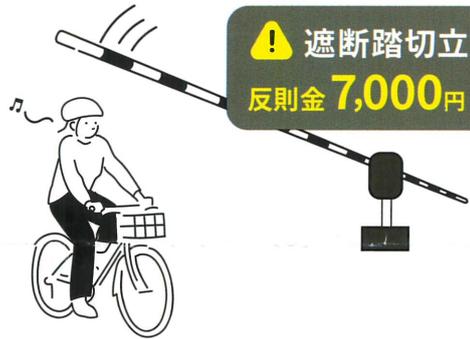
令和8年4月1日から適用

取締りの対象年齢は16歳以上

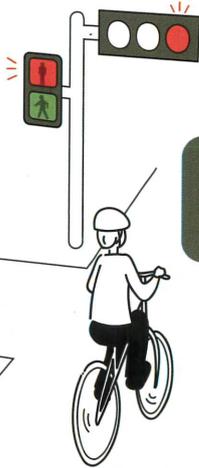
対象となる違反行為は100種類以上



⚠ 携帯電話
使用等(保持)
反則金
12,000円



⚠ 遮断踏切立入り
反則金 7,000円



⚠ 信号無視
反則金 6,000円



止まれ
STOP

⚠ 指定場所
一時不停止等
反則金 5,000円

取締りの基本的な考え方

自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。

詳しくは



自転車ルールブック(警察庁交通局)

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

大阪府自転車条例では、自転車保険に加入することが義務付けられています

